

岐阜マスターズ陸上競技連盟規約

第1条（名称）

本会の名称を岐阜マスターズ陸上競技連盟と称する。

第2条（目的）

岐阜マスターズ陸上競技連盟（以下連盟という）は、県内のマスターズ陸上競技界を統括し、マスターズ陸上競技（以下「マスターズ陸上」という。）を通じて生涯スポーツの普及・振興を図るとともに、中高齢陸上競技愛好者が競技を通じて相互の親睦を深め、健全な心身の保持と記録に挑む若々しい精神の維持に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. マスターズ陸上の普及及び振興に関すること
2. マスターズ陸上競技者の心身の健康維持促進に関すること
3. マスターズ陸上の競技力の向上及び指導に関すること
4. 会員登録に関すること
5. マスターズ陸上の審判員の養成及びボランティアの養成に関すること
6. マスターズ陸上の日本記録をはじめとする記録の公認及び申請に関すること
7. 県内の陸上競技団体との連携・協力に関すること
8. その他、連盟の目的を達成するための事業

第4条（会員資格）

連盟の資格は、第3条の趣旨に賛同する岐阜県内に在住または勤務する男子18歳以上・女子18歳以上の、アマチュア陸上競技愛好者とする。但し、日本学生陸上競技連合登録者を除く。

第5条（役員）

1. 連盟には次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|-----|-----------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 | (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1名 | (4) 副理事長 | 若干名 |
| (5) 理 事 | 若干名 | (6) 会 計 | 1名 |
| (7) 監 事 | 若干名 | | |

2. 連盟の事業遂行のために名誉会長、名誉副会長、顧問を置くことができる。

第6条（役員を選任）

1. 理事及び監事は総会で選任する。
2. 会長・副会長及び理事長は理事の互選により選任する。

3. 名誉会長、顧問は理事会の決議を得て会長が任命する。

第7条（役員職務）

1. 会長は連盟を代表し、連盟を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事長は連盟の業務執行を総掌し、会長・副会長がともに事故のある時、その職務を代行する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
5. 理事は理事会に出席し、連盟の目的を遂行する。
6. 会計は会計事務を執行する。
7. 監事は会計監査を行う。

第8条（役員任期）

役員任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第9条（会議）

連盟の会議は、総会及び理事会とする。

第10条（会議構成）

1. 総会は役員と会員を以て構成する。
2. 理事会は理事を以て構成する。

第11条（会議機能）

1. 総会は次の事項を決議する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支報告
 - (3) その他、連盟の運営に関する重要事項
2. 理事会は次の事項を決議する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付すべき事項。
 - (3) その他、会務の執行に関すること。

第12条（会議開催）

1. 総会は年1回開催する。
2. 理事会は会長または理事長が必要と認めたときに開催する。
3. 総会及び理事会は会長が招集し、過半数の出席を以て成立する。但し、当該議事につき書面を以てあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。
4. 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。
5. 総会及び理事会の議事は、出席役員及び出席理事の過半数を以て決する。

第13条（会計年度）

1. 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。
2. 会費は理事会において定める年会費（現3,000円）とし、連盟の運営及び連絡費用に当てる。

第14条（慶弔規定）

在籍10年以上の会員の死亡について、香典10,000円を出す。

第15条（事務局）

1. この連盟の事務を処理するために事務局を設ける。
2. 事務局を可児市今渡1556-3に置く。
3. 事務局には事務局長、事務局次長を置くことができる。

第16条（規約の変更）

1. この規約は総会の承認を得て変更することができる。

第17条（設立）

連盟の設立年月日は1989年4月1日とする。

第18条（施行日）

この規約は1996年4月1日から施行する。

2014年4月1日	一部改正施行
2016年4月1日	一部改正施行
2017年4月1日	一部改正施行